

三五〇

信資第二五四号

昭和二十三年六月十三日

総理廳官房監査課長

總理府官房總務課長殿

旧正規陸海軍將校及び憲兵等の
取扱いに関する件

今般標記の件に関し別紙の通り通牒が發せられたから御了知の上然
るべく措置相成りたい。

裏面白紙

30

総務第二五四号

昭和二十三年六月十二日

内閣総理大臣

皇太子御成婚御慶賀の御慶賀
令外御成婚御慶賀の御慶賀
皇太子御成婚御慶賀の御慶賀
皇太子御成婚御慶賀の御慶賀

旧正規陸海軍將校及び憲兵等の
取扱いに關する件

標記の件に關し、今般連合國軍最高司令部より爾今左記により取扱う
より指示があつたから、取急ぎ措置せられたい。

記

一昭和二十二年閣令内務省令第一号別表第一の二の2乃至5に掲げら
れた基準に該當する者並びに憲兵は、官吏、官吏同格者、待遇官吏

地方公共団体の吏員及び昭和二十三年政令第五十六号に基く臨時職
員並びに同令に準ずる条令等により設置された臨時職員（国会職員
にあつては之等の職に相當する職）は勿論、雇員、傭人等名称及び
身分の如何を問はず、すべてこれらの職に新たに就任し、又はその
職に當ることを認めないこと。

二現に省（廳）及び關係部内（所管公園を含む）管轄市区町村等に
前掲の職員が在職している向は直ちに一による措置を完了し、右措
置の完了後速かに

(A)別紙様式(一)による解職者員数報告及び(ロ)別紙様式(二)による解職者
名簿を作成し遅滞なく報告せられたい。

旧陸海軍正規尉校憲兵等解職者員数報告

月 日 省 廳 名

職 種	級										計	
	大 將	中 將	少 將	大 佐	中 佐	少 佐	大 尉	中 尉	少 尉			

別紙様式(一)

記載上の注意
 陸、海軍、憲兵の区別は該当欄の該当員数末尾に A・N
 又は K と記すこと

正親町御所正親町御所正親町御所正親町御所

階級	氏名	職名	省(廳)名	年月日

別紙様式(一)

◎記載上の注意
 氏名はA. B. C 順に排列すること

List for former regular Army-Navy
 Officers and M.P.(dis missed)
 as of May 11, 1948.
 name of Ministries(Board)

Former Rank	Name of Person	Name of Position & service	Remark

Notice on description
 Name of person be dispose by order of A. B. C.